

栗駒山麓ジオパークビジターセンターミュージアム構想事業コンテンツ等 企画・制作業務委託仕様書

1 業務の名称

栗駒山麓ジオパークビジターセンターミュージアム構想事業コンテンツ等企画・制作業務

2 業務の目的

本業務は、栗駒山麓ジオパークビジターセンターにおける展示コンテンツ及び関連設備の充実を図り、地域資源及び「NIPPON防災資産 栗駒山麓ジオパーク」を含む、栗駒山麓ジオパークや防災資産の魅力を効果的に発信するとともに、来訪者の理解促進、周遊性の向上及び教育・観光利用の推進に資することを目的とする。併せて、当該施設をユネスコ世界ジオパーク認定を目指す栗駒山麓ジオパークの拠点施設として、国際的な価値を創出することを目的とする。

3 業務の場所

- ・名称 栗駒山麓ジオパークビジターセンター
- ・所在地 〒989-5372 宮城県栗原市栗駒松倉東貴船5番地

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

5 業務の基本的な考え方

本業務は、展示コンテンツ及び関連設備の企画、設計、制作及び設置を通じて、栗駒山麓ジオパークの価値を効果的に伝えるものである。具体的な展示手法やデジタル技術の活用方法等については、受託者の専門性及び創意工夫を活かした提案によるものとするが、栗駒山麓ジオパークの価値だけに留まらず、災害の理解及び行動につながる展示とすることとし、主なターゲットは観光客や教育団体（小・中学生等）、防災学習目的の来訪者とする。

6 業務の内容

栗駒山麓ジオパークビジターセンター内のシアター棟を除く展示棟エリアを対象に、既存展示コンテンツを活用しながら、以下に掲げる業務内容を想定する。

（1）展示コンセプト及び展示全体構成の企画・立案

以下の内容を含むこと。

- ・展示テーマ及びコンセプト
- ・想定ターゲット（観光客、教育団体、防災学習目的の来訪者等）
- ・ストーリー構成（導入～理解～行動）
- ・体験設計（インタラクティブ設計）

（2）展示物・コンテンツ等の企画・設計・制作

ア 展示物

- ・展示パネル
- ・立体模型等

イ デジタルコンテンツ

- ・映像コンテンツ（立体模型へのプロジェクションマッピング映像）

- ・AR／VR等（提案による）

ウ 関連設備

- ・展示什器
- ・映像等機器
- ・照明設備

（３）展示物等の搬入、設置、調整及び動作確認

（４）デジタルコンテンツ要件

以下に配慮すること。

- ・操作性（直感的に利用可能）
- ・保守性（更新・修正が可能）
- ・耐久性
- ・多言語対応（日本語＋外国語は提案による）

（５）発注者及び関係者との協議、打合せ及び打合せ記録の作成

（６）業務全体の工程管理及び品質管理

（７）その他、本業務の目的達成に必要な一切の業務

7 留意事項

（１）地域資源、NIPPON防災資産及びジオパーク理念を効果的に伝えること

（２）来訪者の理解促進及び体験性向上に配慮すること

（３）回遊性（館外誘導）を意識した構成とすること

（４）ユニバーサルデザインに配慮すること

（５）既存施設及び什器等を活用する展示コンテンツの追加のため、現地条件を十分確認すること

（６）既設コンテンツの改修等必要な場合は、発注者と協議のうえ実施すること

（７）第三者著作物は適切に権利処理を行うこと

8 成果品

以下を提出すること。

（１）展示企画書

- ・コンセプト
- ・ストーリー構成
- ・ターゲット設定
- ・体験設計等

（２）展示設計図

- ・平面及び立面図
- ・詳細図
- ・機器仕様

（３）制作・設置した展示物及びデジタルコンテンツ一式

（４）打合せ記録一式

（５）業務完了報告書 １部

（６）上記成果品の電子データ一式

（Adobe illustrator、PowerPoint 等の編集可能な形式とする。）

9 著作権等

本業務により作成した成果品に係る著作権等は、原則として発注者に帰属する。

ただし、受託者が従前から保有する技術、ノウハウ及び著作物についてはこの限りではない。

10 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、本業務以外の目的に使用してはならない。

11 保守・保証

- ・引渡し後1年間は瑕疵対応を行うこと
- ・機器故障時等の対応体制を明示すること
- ・デジタルコンテンツの更新可能性を確保すること

12 実施体制

本業務は、ユネスコ世界ジオパークを目指す栗駒山麓ジオパークの拠点施設としての価値の向上に努める業務であり、ジオパークならびに地球科学に関する深い専門知識を要するものである。地球科学分野における高度な専門知識を有する者からの支援、協力体制など、業務遂行に必要な専門性を確保できる実施体制を想定すること。

13 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者が協議の上決定する。